

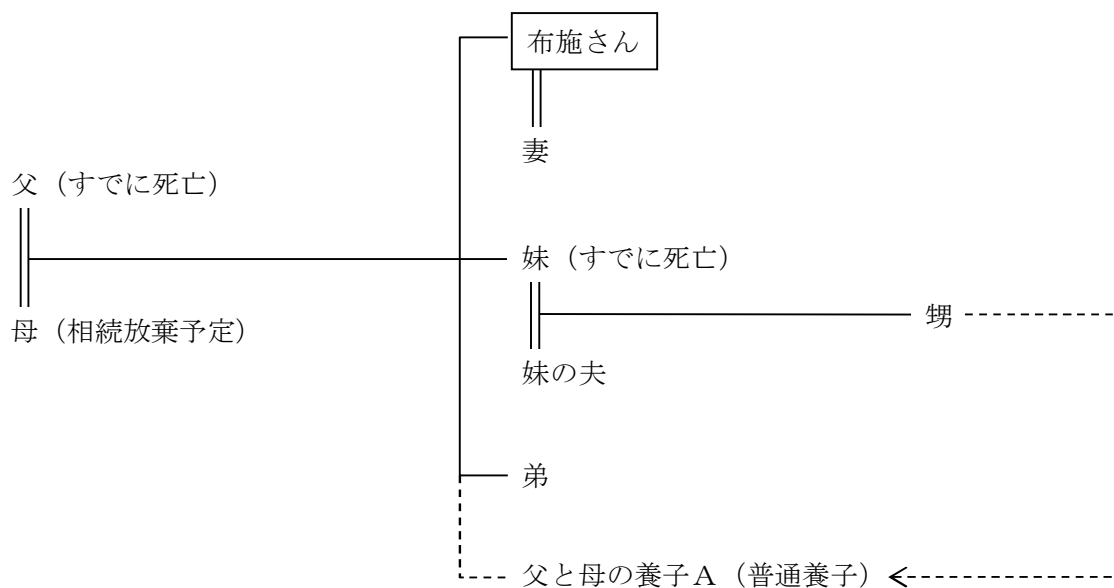
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

布施健一さん（以下「布施さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2018年11月末の布施さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、布施さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、布施さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 布施さんの母は、布施さんの相続について、相続の放棄をする予定である。
- ・ 布施さんの父と母は、2003年3月に、布施さんの甥を普通養子としている。

(問題 1)

(設問A) 2018年11月末に布施さんに相続が開始した場合、布施さんの相続に係る甥（養子A）の民法上の法定相続分（代襲相続分を含む）として、正しいものはどれか。なお、母は相続の放棄をするものとする。

1. 1/6
2. 1/8
3. 1/9
4. 1/12

(問題2)

(設問B) 2018年11月末に布施さんに相続が開始した場合、布施さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの妻の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、母は相続の放棄をするものとする。

1. 1/2
2. 1/3
3. 2/3
4. 3/4

(問題3)

(設問C) 布施さんの弟は、布施さんの財産の維持や増加に特別に貢献してきた。2018年11月末に布施さんに相続が開始し、布施さんの相続財産が以下のとおりであり、相続人全員の協議で弟の寄与分を10,000千円と定めた場合、寄与分を考慮した弟の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。なお、母は相続の放棄をするものとする。また、解答に当たっては、千円未満の端数が生じた場合は千円未満を切り捨てること。

[布施さんの相続財産]

相続開始時の時価	250,000千円	—
相続開始時の相続税評価額	200,000千円	小規模宅地等の特例適用前の評価額であり、その特例適用後の評価額は、164,000千円である。

1. 25,833千円
2. 26,666千円
3. 30,000千円
4. 30,833千円

(問題4)

(設問D) 甥(養子A)は、布施さんおよび布施さんの妻から生計の資本とするために以下の財産の贈与を受けており、この贈与は甥(養子A)の特別受益となるものである。2018年11月末に布施さんに相続が開始した場合、甥(養子A)が贈与を受けた財産のうち、布施さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。なお、母は相続の放棄をするものとする。

贈与者	贈与年月	贈与財産	贈与時の価額		相続開始時の価額		備考
			時価	相続税評価額	時価	相続税評価額	
布施さん	2012年4月	現金	10,000千円	10,000千円	10,000千円	10,000千円	—
布施さん	2014年6月	絵画	500千円	500千円	300千円	300千円	(注1)
布施さん	2017年2月	株式	2,000千円	1,800千円	3,500千円	3,000千円	(注2)
布施さんの妻	2012年4月	現金	3,000千円	3,000千円	3,000千円	3,000千円	—

(注1) 甥(養子A)は贈与を受けた絵画を2014年中に売却しており、相続開始時の価額は、甥(養子A)がその絵画を布施さんの相続開始時まで原状のまま保有していた場合の価額である。

(注2) 甥(養子A)は贈与を受けた株式を2017年中に売却しており、相続開始時の価額は、甥(養子A)がその株式を布施さんの相続開始時まで保有していた場合の価額である。

1. 12,300千円
2. 12,500千円
3. 13,300千円
4. 13,800千円

(問題5)

(設問E) 布施さんが、相続人等に財産を相続させる旨または遺贈する旨の遺言書を作成した後、2018年11月末に布施さんに相続が開始し、以下のとおり各相続人等がその遺言に従って布施さんの財産を取得した場合、布施さんの妻が他の相続人等に対して遺留分の減殺請求をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。なお、母は相続の放棄をするものとする。

取得者	相続開始時の時価	相続開始時の相続税評価額	備考
布施さんの妻	110,000千円	66,000千円	(注)
布施さんの甥(養子A)	20,000千円	20,000千円	—
布施さんの妹の夫	20,000千円	19,000千円	—
布施さんの弟	100,000千円	95,000千円	—
合計	250,000千円	200,000千円	—

(注) 相続開始時の相続税評価額は小規模宅地等の特例適用前の評価額であり、その特例適用後の相続税評価額は、30,000千円である。

1. 0円
2. 9,000千円
3. 31,500千円
4. 77,500千円

(問題6)

(設問F) 布施さんの母は、布施さんに係る相続の放棄を予定している。相続の放棄に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 布施さんの母は布施さんの相続開始前に、布施さんの相続について家庭裁判所に「相続放棄申述書」を提出しても受理されず、相続の放棄をすることができない。
2. 布施さんの母が相続の放棄をした場合には、詐欺・強迫などの民法上の取消し事由に該当しない限り、熟慮期間中であっても相続の放棄を取り消すことができない。
3. 布施さんの母が相続の放棄をした後に、相続財産の一部を隠匿していたことが明らかになった場合には、布施さんの母は、原則として単純承認したものとみなされる。
4. 布施さんの母が相続の放棄をした後に、保険契約者(保険料負担者)および被保険者が布施さんである生命保険契約に基づく死亡保険金を受け取ったときは、布施さんの母は、単純承認したものとみなされる。

(問題7)

(設問G) 特定遺贈に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特定受遺者が相続人である場合、その相続人は、遺贈の放棄をしても、相続の放棄をしなければ相続により財産を取得することができる。
2. 包括受遺者は、遺贈の放棄をした後はその撤回をすることはできないが、特定受遺者は、いつでも遺贈の放棄の撤回をすることができる。
3. 遺言者が、遺言書を作成した後に受遺者への特定遺贈の目的物である不動産の一部を第三者に売却した場合には、その売却した不動産の遺贈に係る部分についてのみ遺言が撤回されたものとみなされ、遺言の全部が無効とはならない。
4. 遺言者の死亡以前に特定遺贈の受遺者が死亡した場合には、その特定遺贈について効力が生じない。

(問題8)

(設問H) 推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 推定相続人の廃除が認められた場合、その廃除された推定相続人に直系卑属である子がいるときは、その者が代襲相続人となる。
2. 推定相続人の廃除が認められた被相続人は、いつでも家庭裁判所にその廃除の取消しを請求することができる。
3. 被相続人の相続開始後に、推定相続人の廃除をされた者以外の相続人全員が家庭裁判所に廃除の取消しを請求すれば、廃除の取消しをすることができる。
4. 推定相続人の廃除の対象となる者は、遺留分を有する推定相続人に限られるため、遺留分をすでに放棄した推定相続人は、廃除の対象とならない。

(問題9)

(設問I) 認知に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 父が胎児である子を認知する場合、母の承諾が必要である。
2. 父が成年者である子を認知する場合、その子の承諾が必要である。
3. 子は、父の死亡の日から3年を経過した場合、認知の訴えを提起することができない。
4. 成年被後見人である父が子を認知する場合、成年後見人の同意が必要である。

問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 公正証書遺言に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書を作成した後、新たに公正証書遺言書を作成した場合、先に作成された公正証書遺言書の内容に抵触する部分については、新たに作成した公正証書遺言書により撤回されたものとみなされる。
2. 公正証書遺言書で指定した遺言執行者が、遺言者の死亡以前に死亡していた場合であっても、遺言執行者に関する事項以外の公正証書遺言書に記載されている内容は有効である。
3. 遺言者の兄弟姉妹は、遺言者の推定相続人や受遺者に該当しない場合であっても、公正証書遺言書の作成時に立ち会う証人となることができない。
4. 遺言者の生存中に、その推定相続人が公証役場に公正証書遺言書の有無を照会しても、公証役場からその回答を得ることはできない。

(問題11)

(設問B) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人の相続財産が複数の不動産であった場合、そのうちの一部の不動産について、先行して取得者を定めるという遺産分割協議も有効である。
2. 遺産分割協議により、銀行借入金の承継者を特定の相続人に定めた場合でも、その定めは共同相続人間では有効であるが、原則として、債権者である銀行に対抗することはできない。
3. 相続分を譲り受けた者は、相続人でない場合であっても遺産分割協議の当事者となるため、この者を除外して行われた遺産分割協議は無効である。
4. 相続税法上、相続財産とみなされる死亡保険金については、生命保険契約上の受取人の固有財産とされるため、原則として遺産分割協議の対象とされないが、その受取人や相続人の全員が同意すれば、遺産分割協議の対象となる。

(問題 1 2)

(設問C) 信託（信託法に規定する信託をいう）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 信託行為により、委託者から信託財産の所有権の移転を受けた受託者は、その信託財産に属する財産と受託者の固有財産とを、分別管理しなければならない。
2. 委託者と受益者が同一である信託（いわゆる自益信託）は認められないため、そのような信託契約を締結しても無効である。
3. 信託の方法として、委託者と受託者との契約による信託のみならず、委託者が遺言により信託する方法も認められている。
4. 所得税法上、信託期間中に信託財産から生じる収益については、原則として、実際に収益を得る権利を有する受益者に対して課税される。

(問題 1 3)

(設問D) 法定後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 成年被後見人が行った日用品の購入その他日常生活に関する行為以外の法律行為は、成年後見人の同意を得て行ったときでも、原則として成年被後見人が取り消すことができる。
2. 後見、保佐および補助開始の審判を受ける本人以外の者がその審判の申立てをする場合、後見については本人の同意を必要としないが、保佐および補助については本人の同意を必要とする。
3. 成年被後見人が死亡したことにより成年後見人の職務が終了した場合には、成年後見人は後見終了の登記を法務局に申請しなければならない。
4. 法定後見開始の審判の申立ては、審判を受ける本人、配偶者、4親等内の親族等のほか、福祉の観点から市町村長にも認められている。

(問題 1 4)

(設問E) 任意後見制度に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 任意後見監督人は家庭裁判所によって選任されるが、任意後見受任者については、任意後見委任者本人が任意に選任することができる。
2. 任意後見監督人が選任された後においても、任意後見委任者本人は公証人の認証を受けた書面によりいつでも任意後見契約を解除することができる。
3. 任意後見制度では、その契約書が作成されたときに登記されることになっており、東京法務局および大阪法務局において、全国の任意後見登記申請を取り扱っている。
4. 任意後見契約書は、必ず公正証書で作成しなければならないが、証人2名の立会い、署名および押印が必要である。

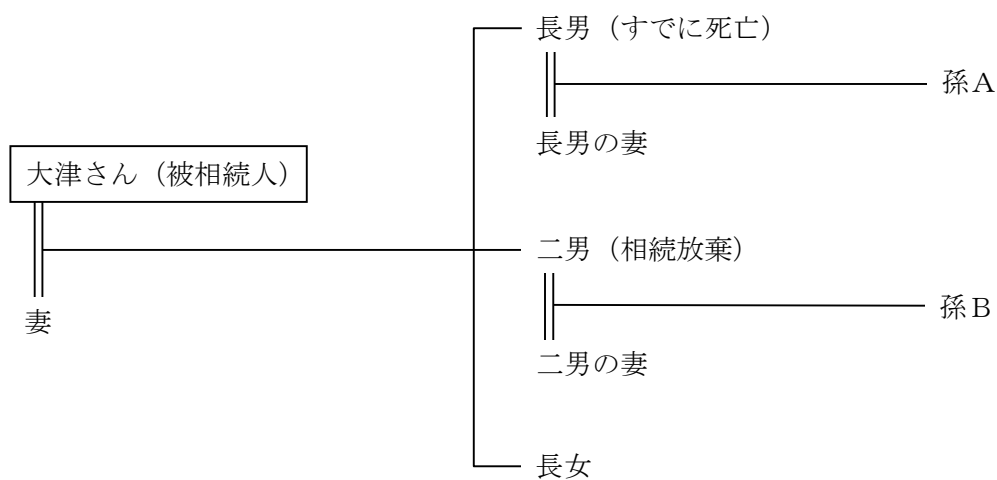
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

大津孝一さん（以下「大津さん」という）は、2018年8月20日に東京都内の病院で死亡した。大津さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、大津さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、大津さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に、相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 二男は、大津さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 妻、長女および孫Aは大津さんの相続により、二男および孫Bは特定遺贈により財産を取得している。

(問題 15)

(設問A) 相続人等が天津さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
2015年9月	孫B	有価証券	3,000千円	3,500千円	—
2016年6月	孫A	現金	2,000千円	2,000千円	(注)
2017年5月	二男	マンション	8,000千円	7,800千円	—

(注) 孫Aが大学の学費として贈与を受けたもので、孫Aはこのうち1,400千円を大学の授業料に充て、残りの600千円は株式の購入資金に充てている。なお、孫Aはこの贈与について、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けていない。

1. 600千円
2. 11,600千円
3. 11,900千円
4. 13,300千円

(問題 16)

(設問B) 天津さんの死亡により、天津さんが保険契約者（保険料負担者）であった生命保険契約に基づき、相続人等は以下の死亡保険金を受け取った。相続税における妻の生命保険金の非課税金額として、正しいものはどれか。

保険契約	死亡保険金受取人	死亡保険金額
GA保険	妻	50,000千円
GB保険	二男	20,000千円
GC保険	長女	30,000千円

1. 15,625千円
2. 12,500千円
3. 10,000千円
4. 9,375千円

(問題 17)

(設問C) 大津さんの妻は、大津さんの死亡により、大津さんが勤務していた会社から、以下の退職手当金、弔慰金および給与を受け取った。これらの金額のうち、相続財産とみなされて退職手当金等として妻の相続税の課税対象となる金額（退職手当金等の非課税金額控除後の金額）として、正しいものはどれか。なお、大津さんの死亡時の賞与以外の普通給与は月額600千円であり、大津さんの死亡は業務上の死亡ではない。

区分	金額	備考
退職手当金	30,000千円	退職金規程に基づくものであり、2018年9月20日に支給が確定し、2018年9月20日に支払われた。
弔慰金	4,000千円	弔慰金規程に基づくものであり、実質的に退職手当金に該当する部分はなく、2018年9月20日に支払われた。
給与	600千円	給与規程に基づく2018年8月の給与（支給期8月31日）であり、2018年8月31日に支払われた。

1. 10,400千円
2. 10,600千円
3. 11,000千円
4. 15,000千円

(問題 18)

(設問D) 大津さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。大津さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
銀行借入金	8,000千円	妻	(注1)
大津さんに係る準確定申告の所得税	300千円	長女	—
香典返戻費用	1,000千円	妻	(注2)
通夜飲食費およびその他の葬儀費用	2,000千円	妻および二男	(注2、3および4)

(注1) 住宅のリフォームのための借入金の残高である。

(注2) 妻は香典収入3,000千円を取得し、そのうち1,000千円を香典返戻費用に充て、1,500千円を通夜飲食費およびその他の葬式費用の支払いに充てている。

(注3) 二男は遺贈により取得した死亡保険金から500千円を通夜飲食費およびその他の葬儀費用の支払いに充てている。

(注4) 大津さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 9,800千円
2. 10,000千円
3. 10,300千円
4. 10,800千円

(問題 19)

(設問E) 大津さんの妻は、大津さんと共有していた以下の宅地の大津さんの持分のすべてを相続により取得した。大津さんの相続に係る相続税の計算において、宅地の相続税評価額（小規模宅地等の特例適用後の金額）として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については、この宅地についてのみ適用するものとする。また、解答に当たっては、評価額が最も低くなるように計算するものとする。

地積	相続開始時の相続税評価額 (小規模宅地等の特例適用前)	相続開始時の持分割合	備考
600m ²	48,000千円	大津さん 3分の2 大津さんの妻 3分の1	<ul style="list-style-type: none"> この宅地は、大津さん夫婦の自宅の敷地である。 地積および相続開始時の相続税評価額は宅地全体に係るものである。 妻は相続税の申告期限までこの宅地を所有し、相続開始後に長女と同居するため転居しており、相続税の申告期限においては、家屋は空き家となっている。

1. 6,400千円
2. 10,880千円
3. 17,920千円
4. 26,880千円

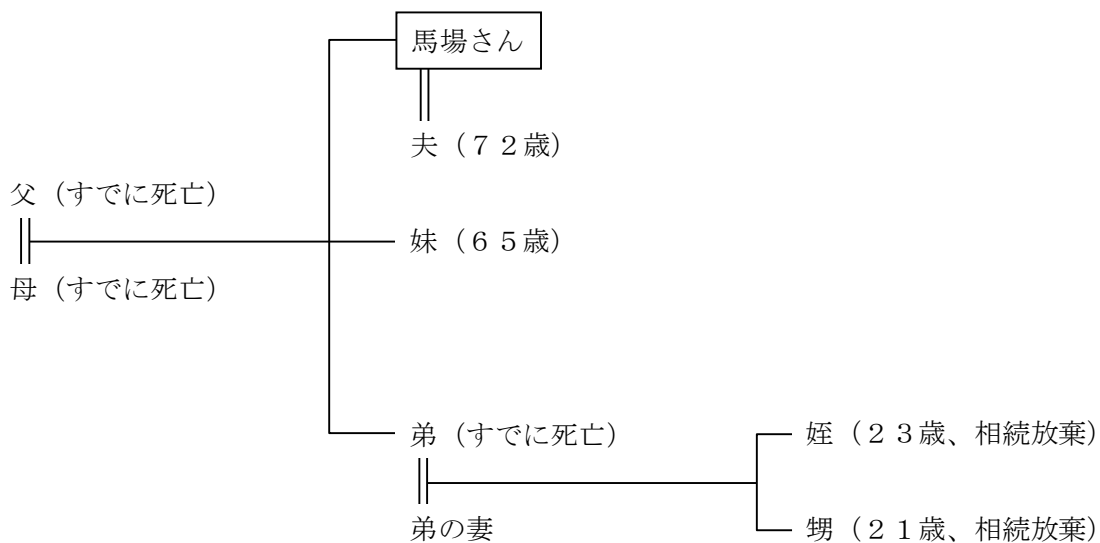
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

馬場史香さん（以下「馬場さん」という）は、2018年4月20日に東京都内の病院で死亡した。馬場さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、馬場さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、馬場さんの所有財産はすべて日本国内にある。年齢は馬場さんの死亡時点における満年齢である。

[相続人等関係図]



(注1) 姪および甥は、馬場さんの相続について、相続の放棄をしている。

(注2) 夫、妹、姪および甥はいずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
10,000千円 以下	10%	—
10,000千円 超 30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超 50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超 100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超 200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超 300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超 600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超	55%	72,000千円

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額

② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

(問題20)

(設問A) 馬場さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 36,000千円
2. 42,000千円
3. 48,000千円
4. 54,000千円

(問題 2 1)

(設問B) 仮に、馬場さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が426,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。なお、計算過程では端数処理を行わず、相続税の総額に千円未満の端数が生じた場合は千円未満を切り捨てること。

1. 112,400千円
2. 133,050千円
3. 133,712千円
4. 143,350千円

(問題 2 2)

(設問C) 馬場さんの妹は、2017年中に以下の財産の贈与を受け、贈与税の申告および納付を行った。これらの贈与財産が馬場さんの相続に係る妹の相続税の課税価格に加算された結果、妹の納付すべき相続税額の計算上、控除される贈与税額の上限として、正しいものはどれか。なお、妹の算出税額（贈与税額控除前）は、7,000千円である。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続時の相続税評価額
馬場さん	上場株式	6,000千円	5,400千円
馬場さんの夫	投資信託	4,000千円	3,600千円

1. 820千円
2. 1,062千円
3. 1,146千円
4. 1,386千円

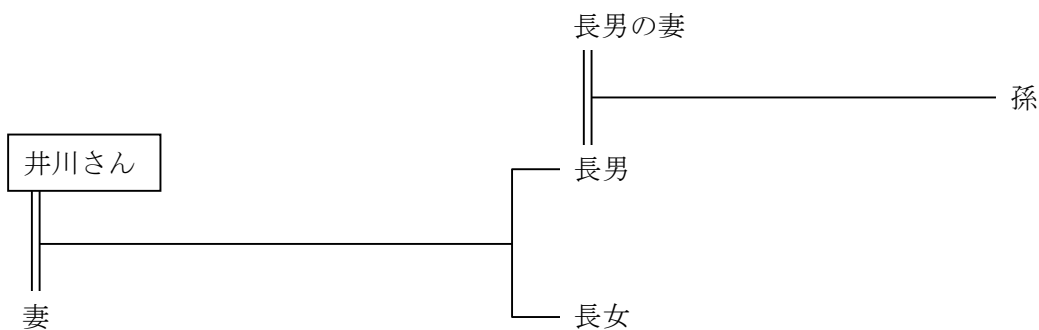
問5

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

井川彰布さん（以下「井川さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2018年11月末の井川さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、井川さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、井川さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



[井川さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象になる財産]

相続財産等の内容	財産の価額	備考
現預金	25,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	60,000千円	
生命保険契約TK	18,000千円	保険契約者（保険料負担者）：井川さん 被保険者：井川さん 死亡保険金受取人：井川さんの妻
生命保険契約TL	5,000千円	保険契約者（保険料負担者）：井川さん 被保険者：井川さんの妻 死亡保険金受取人：井川さん 生命保険契約に関する権利は、井川さんの妻が、相続により取得するものとする。

- ・ 生命保険契約TKおよびTLの財産の価額は、相続開始時に保険事故が発生しているものについては、相続税の非課税金額控除前の受取死亡保険金額であり、保険事故が発生していないものについては、生命保険契約に関する権利の価額（解約返戻金の額）である。
- ・ 井川さんに相続が開始した場合、妻、長男および長女はいずれも相続により財産を取得するものとする。また、孫は遺贈により財産を取得しないものとする。

(問題 2 3)

(設問A) 仮に、井川さん夫婦が2018年12月に孫を普通養子とし、現在の財産の状況のまま、2019年11月に井川さんに相続が開始した場合、孫を養子とすることによる課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。

1. 6,000千円
2. 9,000千円
3. 11,000千円
4. 14,000千円

(問題 2 4)

(設問B) 仮に、現在の親族関係のまま、2018年12月に、井川さんが、保有している現預金を以下のとおり贈与し、2019年に井川さんに相続が開始した場合、この贈与による課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用については考慮しないものとする。

贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
井川さん	長男	現預金	1,100千円	いずれの贈与についても、相続時精算課税制度の選択をしないものとする。
井川さん	孫	現預金	7,800千円	
井川さん	長女	現預金	1,100千円	

1. 0円
2. 3,300千円
3. 7,800千円
4. 10,000千円

(問題 25)

(設問C) 仮に、現在の親族関係のまま、2018年12月に、井川さんが、保有している現預金から保険料を支払って、以下の生命保険契約を締結した後、2019年に井川さんに相続が開始した場合、この生命保険契約締結による課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険契約においても、相続開始時点の解約返戻率は一時払い保険料の70%であるものとする。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	一時払い保険料
井川さん	井川さん	長男	12,000千円	10,000千円
井川さん	長男	長男の妻	12,000千円	10,000千円

1. 0円
2. 1,000千円
3. 8,000千円
4. 11,000千円

問6

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 相続税の延納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の延納の許可を受けた者が納付すべき延納に係る利子税の割合については、その者の相続税額の計算の基礎となった財産の価額の合計額のうち占める不動産等の価額の割合によって異なる。
2. 相続税の修正申告により納付すべき相続税額が100千円を超えていたとしても、その相続税について延納が認められることはない。
3. 延納申請により提供しようとする担保が、担保として不適格であると認められたために担保の変更を求める通知を受けた場合、その通知を受けた日の翌日から20日以内に担保の変更手続きをしないときは、原則としてその延納申請は却下される。
4. 延納申請書を提出した場合には、原則として、申請書の提出期限の翌日から3ヵ月以内に、延納が許可または却下されるが、この期間は6ヵ月まで延長されることがある。

(問題27)

(設問B) 相続税の物納に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 物納申請が、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がないとして却下された場合には、その物納申請者は、物納が却下された相続税額について、金銭により一時に納付することを困難とする金額を限度として、延納を申請することができる。
2. 境界が明らかでない土地を物納財産として物納申請した場合、管理処分不適格財産として物納申請が却下される。
3. 延納の許可を受けた者が延納条件の履行が困難になった場合に認められる特定物納に係る財産の収納価額は、原則としてその財産の収納時の価額による。
4. 物納の許可を受けた相続税額を超える価額の土地を物納した場合において、金銭により還付されるその土地の超過物納部分については、譲渡所得として所得税の課税対象となる。

(問題 28)

(設問C) 相続税の連帯納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人甲に係る相続税を納付すべき相続人乙が、その相続税を納付する前に死亡した場合には、乙から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、乙が納付すべきであった甲の相続に係る相続税について連帯納付の義務を負う。
2. 相続税の延納の許可を受けた納税義務者が分納税額を滞納した場合でも、他の共同相続人は、その延納の許可を受けた相続税額に係る相続税については連帯納付の義務を負わない。
3. 本来の納税義務者の相続税の申告期限から5年を経過した場合には、その時点ですでに連帯納付義務の履行を求められている部分を除き、他の共同相続人は連帯納付の義務を負わない。
4. 同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続または遺贈により取得した財産に係る相続税について、その被相続人の相続に係る相続税の総額に自己の法定相続分を乗じて計算した金額に相当する相続税額を限度として連帯納付の義務を負う。

(問題 29)

(設問D) 相続税の申告手続き等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の申告書を期限内に提出した者は、申告書の提出期限後に、計算違いなどによりその申告に係る相続税額に不足額がある場合には、税務署長の更正があるまでの間は、申告内容の訂正をするための更正の請求をすることができる。
2. 相続人がいないため、特別縁故者として財産分与を受け、かつ、それにより相続税の申告義務が生じた場合、その申告書の提出期限は、原則として、自己のために財産分与があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内である。
3. 相続税の申告期限までに遺産分割協議が成立しなかったことにより相続財産が分割されていない場合であっても、分割されていないことを事由として相続税の申告期限が延長されることはない。
4. 相続税の申告書を提出すべき者が、その申告書の提出期限前に申告書を提出しないで死亡した場合は、その者の相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヵ月以内に、その死亡した者に係る申告書を提出しなければならない。

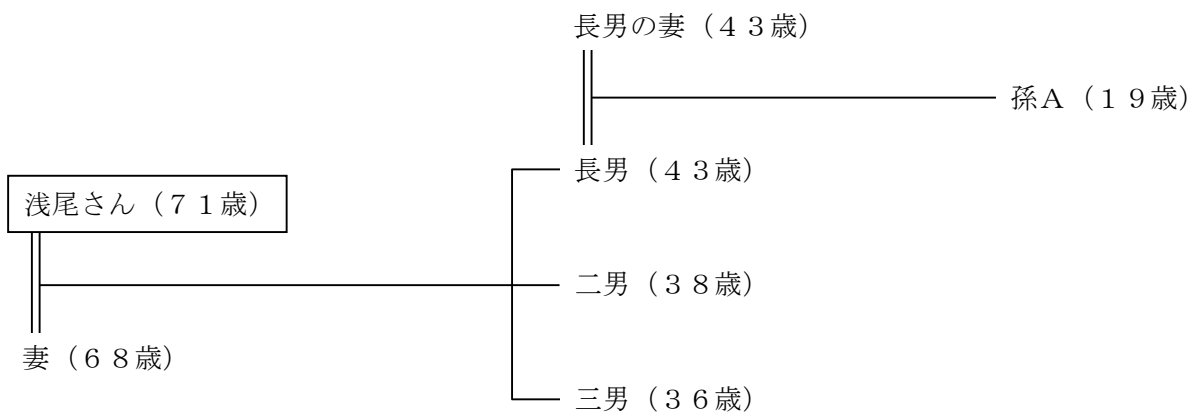
問7

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

浅尾晋作さん（以下「浅尾さん」という）は財産の贈与について検討している。2018年11月末の浅尾さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、浅尾さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、浅尾さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2018年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額

② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

(問題30)

(設問A) 浅尾さんの二男が以下の財産の贈与を受けた場合、二男が納付すべき2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、二男はいずれの贈与についても相続時精算課税制度を選択し、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	贈与時の通常の 取引価格 (時価)	備考
2017年5月	浅尾さん	宅地	27,000千円	29,000千円	(注)
2018年6月	浅尾さんの妻	宅地	26,000千円	27,000千円	
2018年6月	浅尾さん	現金	2,000千円	2,000千円	—

(注) 二男は、いずれの贈与についても、初めて相続時精算課税制度を選択し、限度額までその適用を受けた。

1. 400千円
2. 600千円
3. 800千円
4. 1,000千円

(問題3 1)

(設問B) 浅尾さんの孫Aが2018年の20歳の誕生日に以下の贈与を受けた場合、孫Aが納付すべき2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
浅尾さん	上場株式	3,000千円
浅尾さんの長男	絵画	1,200千円
浅尾さんの三男	上場株式	1,800千円

1. 680千円
2. 722千円
3. 750千円
4. 820千円

(問題3 2)

(設問C) 浅尾さんの三男が2018年中に浅尾さんおよび浅尾さんの妻から以下の財産の贈与を受けた場合、三男が納付すべき2018年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、三男は「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。また、三男は、相続時精算課税制度は選択しないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
浅尾さん	現金	9,000千円	三男は、この全額を2018年3月に取得契約を締結した、自己の居住の用に供する新築住宅(注)の取得に充てている。
浅尾さんの妻		3,000千円	

(注) 省エネ等住宅には該当しない。

1. 0円
2. 90千円
3. 485千円
4. 700千円

(問題33)

(設問D)「贈与税の配偶者控除」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用対象となる贈与財産は、日本国内にある居住用不動産に限られ、居住用不動産を取得するための金銭や日本国外にある居住用不動産は含まれない。
2. 本特例の適用を受けるためには、贈与により財産を取得した年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出する必要がある、この期限後に申告書を提出しても適用を受けることはできない。
3. 2018年中に配偶者から居住用不動産の持分の贈与を受けて、本特例14,000千円の適用を受けた場合、その翌年にさらに同一配偶者から居住用不動産の残りの持分の贈与を受けたときは、6,000千円を限度として、本特例の適用を受けることができる。
4. 2016年中に贈与を受けて、本特例の適用を受けた後、2018年中に贈与者が死亡し、その配偶者が相続により贈与者の財産を取得した場合、本特例の適用を受けた部分に相当する金額は、贈与者の相続に係る相続税の課税価格の計算上、生前贈与加算の対象とならない。

(問題34)

(設問E)「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、本特例の適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 受贈者が死亡したことにより教育資金管理契約が終了した場合に、非課税拋出額から教育資金支出額を控除した残額があるとき、その残額について受贈者に対し贈与税が課される。
2. 本特例の対象となる受贈者については、教育資金管理契約を締結する日において30歳未満でなければならないが、贈与者について年齢制限はない。
3. 受贈者が祖父から贈与により取得した金銭10,000千円について本特例の適用を受けた場合、5,000千円の範囲内で祖母からの贈与により取得した金銭についても本特例の適用を受けることができる。
4. 受贈者に、本特例の適用を受ける教育資金以外に同年中に贈与を受けた財産がなければ、その年分の贈与税の申告書を提出する必要はない。

問8

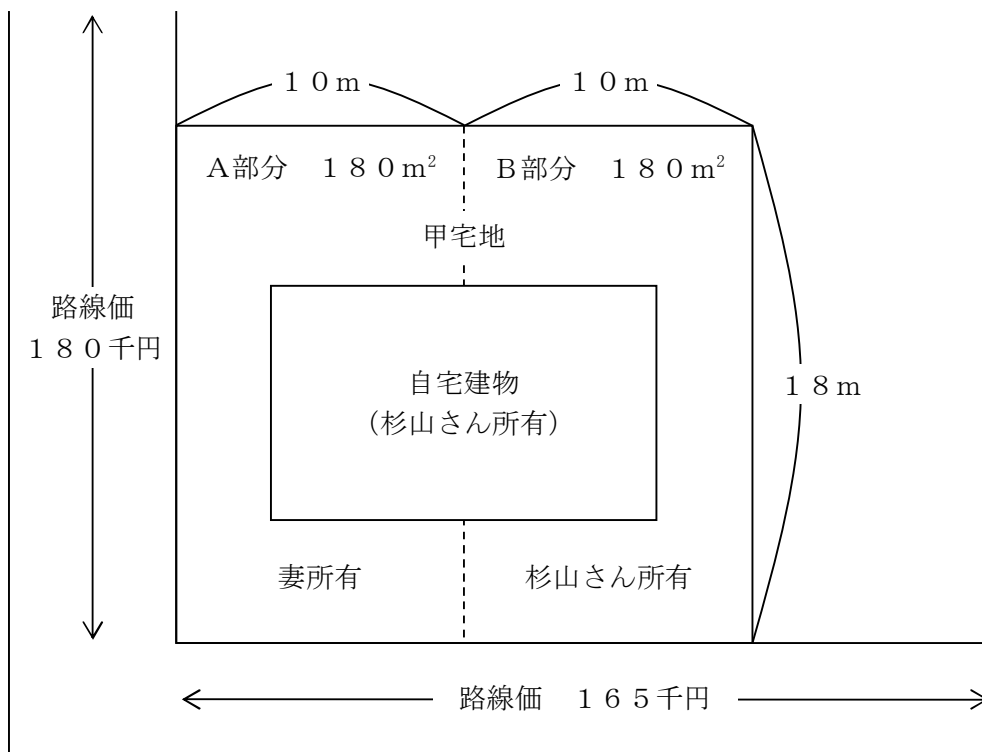
次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

杉山良蔵さん（以下「杉山さん」という）は、2018年7月15日に死亡した。杉山さんの相続開始時の不動産の状況は以下のとおりである。なお、杉山さんの相続人は、妻と長女の2人である。杉山さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、杉山さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[不動産の状況]

(1) 甲宅地および自宅建物

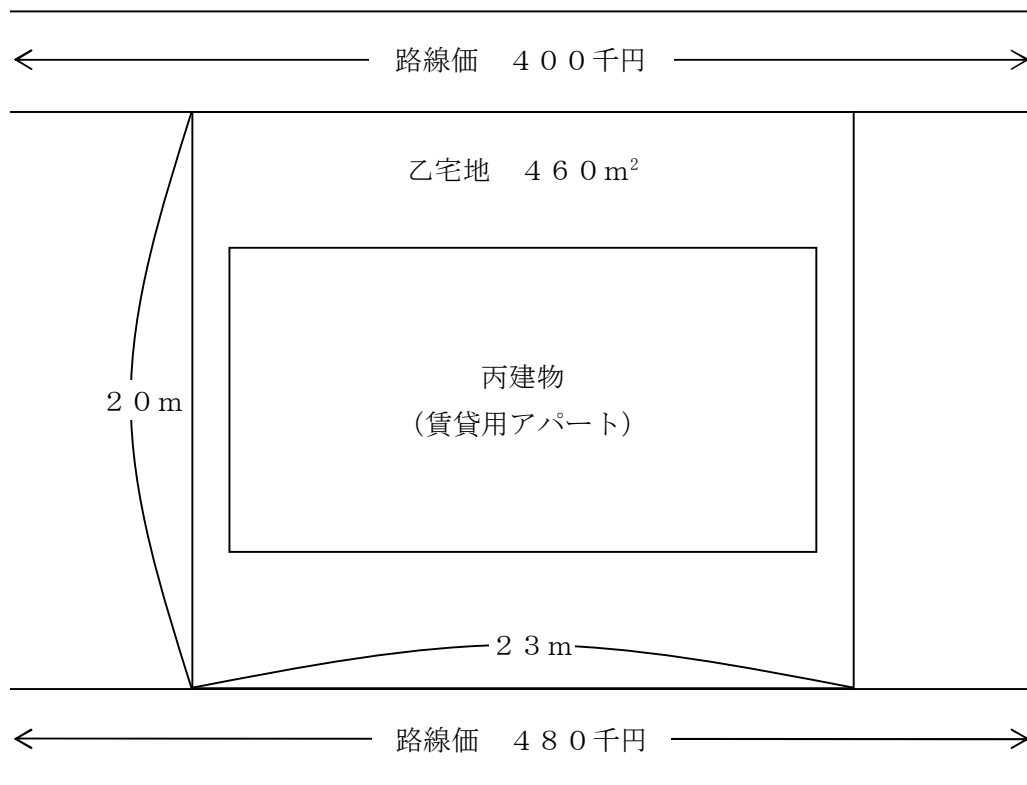


- ・ 地区区分 普通住宅地区
- ・ 奥行価格補正率（奥行10m以上24m未満） 1.00
- ・ 側方路線影響加算率

角地	0.03
準角地	0.02

- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 甲宅地は、A部分およびB部分の2筆からなる宅地で、借地権の設定に際し権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地のうちA部分は、杉山さんの妻が所有しており、杉山さんはA部分を妻から使用貸借により借り受けて自己の所有するB部分と一体として利用し、自宅建物の敷地の用に供していた。

(2) 乙宅地（普通借地権）および丙建物



・ 権利関係

- ① 杉山さんは、乙宅地について、2010年8月に建物の所有を目的とする土地の賃借権（普通借地権）の設定に際し、地主にその対価として通常のコリ金を支払い、その後は毎年、地主に通常のコリ金を支払っている。
- ② 杉山さんは、乙宅地に賃貸用アパートである丙建物を建築し、第三者に適正な賃料で賃貸している。

・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区

- ・ 奥行価格補正率（奥行12m以上32m未満） 1.00
- ・ 二方路線影響加算率 0.05
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 60%
- ・ 借家権割合 30%
- ・ 乙宅地は、借地権の設定に際し権利金その他一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。

(問題 35)

(設問A) 杉山さんの相続により、妻が甲宅地のB部分を取得した場合、甲宅地のB部分の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 29,700千円
2. 30,348千円
3. 32,994千円
4. 33,291千円

(問題 36)

(設問B) 杉山さんの相続により、長女が乙宅地に係る借地権を取得した場合、その借地権の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、杉山さんの相続開始時の丙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[丙建物の床面積等の状況]

- ・ 丙建物の総床面積：1,000m²
- ・ 丙建物の各独立部分の床面積の合計：800m²
- ・ 上記のうち、賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：100m²

※相続開始前から空室となっており、一時的な空室とは認められない。

1. 67,850千円
2. 96,600千円
3. 100,740千円
4. 101,775千円

(問題 37)

(設問C) 杉山さんの相続により、長女が丙建物を取得した場合、丙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時の丙建物の固定資産税評価額は150,000千円であり、丙建物の床面積等の状況は（問題36）のとおりであるものとする。

1. 105,000千円
2. 109,500千円
3. 110,625千円
4. 131,250千円

問9

相続等により取得した財産の相続税評価額に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題38)

(設問A) 2018年6月1日に死亡した広尾さんが保有していた以下の定期預金(1年満期)を相続人等が相続等により取得した場合、その定期預金の相続税評価額として、正しいものはどれか。

[定期預金の状況]

課税時期の預入残高	7,300千円
約定利率(源泉所得税相当額控除前)	0.150%
中途解約利率(源泉所得税相当額控除前)	0.075%
経過利息計算期間	219日

1. 7,302,628円
2. 7,303,285円
3. 7,305,256円
4. 7,306,570円

(問題39)

(設問B) 2018年7月20日に死亡した浜松さんは、HG生命保険会社と以下の生命保険契約を結んでいた。この生命保険契約に関する権利を相続人が相続により取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、浜松さんはこれまでにこの生命保険契約から、保険金および給付金を一度も受け取っていないものとする。

[HG生命保険]

保険契約者(保険料負担者)	浜松さん
被保険者	浜松さんの妻
相続開始時の解約返戻金額	8,000千円
相続開始時の前納保険料の金額	1,000千円
相続開始時の契約者貸付金額	1,500千円

1. 6,500千円
2. 7,500千円
3. 8,000千円
4. 9,000千円

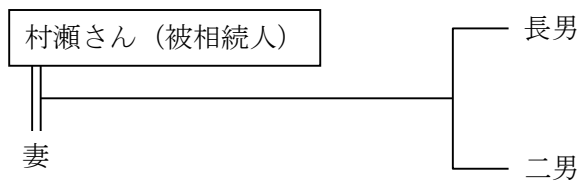
問10

次の設例に基づき、相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、国外転出時課税制度については考慮しないものとします。

<設例>

村瀬健吾さん（以下「村瀬さん」という）は、2018年4月20日にイタリアのミラノの病院で死亡した。村瀬さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。また、記載のない事項については一切考慮しないこととする。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人等	年月	住所地	日本国籍の有無
村瀬さんおよび妻	2005年7月まで	東京都	有
	2005年8月から相続開始時まで	ミラノ	
長男	2014年1月まで	東京都	有
	2014年2月から相続開始時まで	ミラノ	
二男	2017年8月まで	ミラノ	有
	2017年9月から相続開始時まで	東京都	

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

※日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

[各相続人が相続により取得した財産]

相続人	相続財産	相続開始時の相続税評価額
妻	ミラノ所在の自宅の土地・建物	20,000千円
	RA生命保険（本店ミラノ）からの死亡保険金（東京支店で契約したもの）	14,000千円
	RB社（本社東京）が発行するイタリア証券取引所に上場されている株式	4,000千円
長男	RC銀行（本店ミラノ）ミラノ本店の定期預金	11,000千円
	日本国債	8,000千円
二男	RD社（本社ミラノ）が発行する社債	12,000千円
	RB社（本社東京）に対する貸付金債権	2,000千円

※妻が取得した死亡保険金に係るRA生命保険の保険契約者および保険料負担者は、いずれも村瀬さんである。

[村瀬さんから各相続人への生前贈与財産]

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続時の 相続税評価額
2017年5月	長男	RD社（本社ミラノ）が 発行する株式	6,000千円	4,000千円
2017年6月	二男	RC銀行（本店ミラノ） 本店の普通預金	5,000千円	5,000千円

[債務および葬式費用等]

- ・ RC銀行からの借入金（ミラノ所在の自宅の購入に係るもの）6,000千円は妻が承継した。
- ・ RC銀行からの借入金（RD社社債の購入に係るもの）3,000千円は二男が承継した。
- ・ 村瀬さんの葬式費用（通常のコスト）は、総額3,000千円であり、妻、長男および二男が1,000千円ずつ負担した。

（問題40）

（設問A）村瀬さんの相続に係る妻の相続税の課税価格（生命保険金の非課税金額控除前の金額）として、正しいものはどれか。

1. 4,000千円
2. 18,000千円
3. 31,000千円
4. 32,000千円

（問題41）

（設問B）村瀬さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 19,000千円
2. 22,000千円
3. 24,000千円
4. 25,000千円

(問題42)

(設問C) 村瀬さんの相続に係る二男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 10,000千円
2. 13,000千円
3. 15,000千円
4. 19,000千円

(問題43)

(設問D) 制限納税義務者に対する相続税の取扱いに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

なお、特に記載のない事項については、各規定の適用要件を満たしているものとし、贈与税および相続税に係る日米租税条約については考慮しないものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 制限納税義務者が国外に所在する財産を相続または遺贈により取得した場合、その財産についてその財産の所在地がある国において相続税に相当する税が課せられたときは、日本の相続税と外国の相続税に相当する税の二重課税を排除するため、相続税の外国税額控除の適用がある。
2. 制限納税義務者は、未成年者控除の適用を受けることができるが、障害者控除の適用を受けることはできない。
3. 被相続人の死亡時の住所が日本国内にあり、相続人が制限納税義務者である場合、その相続人は、自ら納税地を定めて相続税の申告書を提出する。
4. 被相続人の配偶者が制限納税義務者であっても、配偶者に対する税額軽減の規定の適用を受けることができる。

問 1 1

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

Y A株式会社（以下「Y A社」という）およびY B株式会社（以下「Y B社」という）の代表取締役である佐野さんは、将来の事業承継および相続対策について検討している。Y A社およびY B社に関する状況等は以下のとおりである。なお、佐野さんと室井さんは親族関係にない。また、佐野さん、室井さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、佐野さんおよび室井さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[Y A社およびY B社の状況]

●株主構成

株主	Y A社			Y B社		
	役職	保有株数	持ち株比率	役職	保有株数	持ち株比率
佐野さん	代表取締役	18,000株	60%	代表取締役	150株	75%
室井さん	取締役	12,000株	40%	—	0株	0%
佐野さんの弟	—	0株	0%	取締役	40株	20%
佐野さんの長男	部長	0株	0%	取締役	10株	5%
合計	—	30,000株	100%	—	200株	100%

●資本金等の状況

会社名	Y A社		Y B社		
資本金等の額	30,000千円		10,000千円		
1株当たりの類似業種比準価額	2,400円		38,000円		
総資産および負債 (課税時期現在)	総資産	負債	総資産	負債	
	帳簿価額	300,000千円	120,000千円	50,000千円	40,000千円
	相続税評価額	350,000千円	120,000千円	46,000千円	38,000千円
1株当たりの配当金額 (普通配当)	直前期	年80円	直前期	年0円	
	直前々期	年0円	直前々期	年0円	

●会社区分等

- ・ Y A社およびY B社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1株につき1個の議決権がある。
- ・ Y A社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.60）に該当する。
- ・ Y B社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ Y A社およびY B社は特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの純資産価額および配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<純資産価額の算式>

$$\text{純資産価額} = \frac{(A - B) - \{(A - B) - (C - D)\} \times 37\%}{E}$$

A：課税時期現在の相続税評価額による総資産額

B：課税時期現在の相続税評価額による負債額

C：課税時期現在の帳簿価額による総資産額

D：課税時期現在の帳簿価額による負債額

E：課税時期現在における発行済株式数

※「(A - B) - (C - D)」がマイナスの場合は0とする。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		
			中心的な同族株 主がいる場合		中心的な同族株主
	その他の株主				
同族株主以外の株主				配当還元 方式	
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グルー プに属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		
	中心的な株主が いる場合		役員である株主また は役員となる株主	その他の株主	
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主		配当還元 方式			

(問題44)

(設問A) 仮に、佐野さんが保有するYA社の株式1,000株を佐野さんの長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 1,722円
2. 2,400円
3. 4,260円
4. 5,190円

(問題45)

(設問B) 仮に、佐野さんが保有するYA社の株式100株を室井さんに贈与した場合、室井さんの受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 25円
2. 400円
3. 500円
4. 1,600円

(問題46)

(設問C) 仮に、佐野さんの弟が保有するYB社の株式10株を佐野さんの長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 25,000円
2. 36,300円
3. 38,000円
4. 39,000円

(問題 4 7)

(設問D) 自社株（非上場株式）についての評価引下げ対策のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 評価会社が、法人税法上、保険料支払時に全額を損金算入できる定期保険に新規に加入した場合、類似業種比準価額を引き下げることができるが、純資産価額を引き下げることができない。
2. 評価会社が、法人税法上、損金算入できる金額の範囲内で貸倒引当金を繰り入れた場合、利益金額の減少による類似業種比準価額の引下げ、および負債の増加による純資産価額の引下げをすることができる。
3. 類似業種比準価額の計算において、評価会社の利益金額は非経常的な利益や損失を除外して計算するため、役員退職金の支払いなどの非経常的な損失の支払いをしても、類似業種比準価額は変わらない。
4. 純資産価額の計算において、評価会社の建物は、原則として通常取引価額よりも低評価額である固定資産税評価額によって評価するが、課税時期前3年以内に取得または新築したもののについては、通常取引価額によって評価するため、建物を取得または新築しても、直ちに純資産価額を引き下げることができない。

(問題 4 8)

(設問E) 2018年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加えて特例措置が創設された。特例措置の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 特例措置による非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けるためには、2018年4月1日から2023年3月31日までの間に、特例承継計画の提出および対象株式の贈与を行わなければならない。
2. 特例措置による非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けることができる株式の数は、一般措置と同様に、発行済議決権株式総数の3分の2が上限とされている。
3. 非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けることができる受贈者の数は、一般措置においては1人の後継者に限られていたが、特例措置においては、最大3人の後継者まで可能となった。
4. 特例措置による非上場株式等についての贈与税の納税猶予を受けた場合において、一般措置と同様に、5年間の平均で、贈与等の時における常時使用従業員数の8割以上の雇用を維持しなければならない。

(問題 49)

(設問F) 譲渡制限株式等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 会社法に規定する公開会社でない会社（譲渡制限会社）は、定款で定めるところにより、相続により譲渡制限株式を取得した相続人に対して、その相続があったことを知った日から1年以内に限り、その株式を発行会社に売り渡すように請求することができる。
2. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式を、その発行会社が買い取る場合の価格について、当事者間の協議により決定できないときは、その会社は裁判所に価格決定の申立てを行うことができる。
3. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式をその発行会社が買い取る場合、会社が支払う株式の対価の総額は、その取得の日における分配可能額を超えることはできない。
4. 譲渡制限会社において、議決権制限株式を発行する場合には、発行済株式総数に対するその議決権制限株式の発行数の割合について、一定の制限が課されている。

(問題 50)

(設問G) 「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」における「遺留分に関する民法の特例」（以下「本特例」という）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 本特例の適用の対象となる財産は、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した自社株式に限られるため、自社株式以外の事業用財産については、単独では除外合意を行うことはできない。
2. 本特例における除外合意とは、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した自社株式について、その価額を、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入しない合意をすることをいう。
3. 本特例における固定合意とは、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した自社株式について、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入すべき価額を、その合意の時点における価額に固定する合意をすることをいう。
4. 本特例の適用を受けるために必要な経済産業大臣に対する確認の申請と家庭裁判所に対する許可の申立ては、事前に旧代表者の遺留分を有する推定相続人全員と合意をした後継者が、単独で行うことができる。